

豊岡市脱炭素先行地域推進事業補助金

補助金申請の手引き

日高神鍋エリアで取組む「脱炭素先行地域事業」とは

日高神鍋エリアは、兵庫の北部を代表するリゾート地として、スポーツ合宿やスキーを楽しむ多くの方々に賑わう観光地でした。しかしながら、気候変動に起因する降雪量の減少に伴い、スキー客が次第に減少し、高齢化も相まって宿泊施設が減少するなど、近年は観光地としての課題を抱えていました。

このような状況の中、日高神鍋観光協会では、30代の若い経営者たちを中心として、2022年から気候変動に対する勉強会等を重ね、この地域におけるスキー発祥から100年となる2023年1月に「神鍋高原ゆきみらい100年宣言」を発出し、観光地として気候変動に対する取組みを本格的に開始しました。

日高神鍋エリアで取組む脱炭素先行地域事業は、こうした地域の取組をさらに加速させ、地域の産業構造やエネルギーの在り方、観光の価値そのものを再設計し、安全で暮らしやすく、賑わいのある地域社会を形成し、持続可能な地域としていく挑戦です。



脱炭素先行地域

【問合せ・申請書類等提出先事務局】

豊岡市 コウノトリ共生課 脱炭素推進室

所在地：豊岡市中央町2番4号（市役所本庁舎2階4番窓口）

TEL：0796-21-9136

Mail：ondankaboushi@city.toyooka.lg.jp

目 次

1. 補助金の概要

(1)補助金名称	1
(2)申請期間	1
(3)補助対象者	1
(4)補助対象事業の基本的要件	2
(5)補助対象設備及び補助率等	3
(6)補助対象経費	5

2. 補助金受領までの流れ

(1)申請の流れ	8
(2)申請書類の準備	10
(3)実績報告	10
(4)補助金の請求	10

3. その他申請に係る事項

(1)代理受領制度について	11
(2)代理受領制度の申請に必要な書類	11
(3)代理受領制度を利用する際の流れ	12
(4)申請の変更・取下げ	13
(5)補助金の返還となる場合	13
(6)導入した設備の使用期間（法定耐用年数）	14

1.補助金の概要

(1) 補助金名称

豊岡市脱炭素先行地域推進事業補助金

(2) 申請期間

① 令和8年7月27日（月）～令和8年11月30日（月）まで

対象設備：太陽光発電設備、蓄電池

② 令和8年7月27日（月）～令和8年12月25日（金）まで

対象設備：熱利用設備、充電設備、高効率空調設備、
高効率給湯機器

※いずれも先着順で順次受付を行います。

※申請書等が揃っていない場合は受付ができませんのでご注意ください。

(3) 補助対象者

本補助金は、次の①～③のいずれかの要件に該当する方が対象です。

①補助対象地域内に住民票を有し、住民票記載の住所に現に居住する個人

②補助対象地域内に事業所を有し、当該事業所を自ら使用する民生部門に属する事業者

③PPA・リース契約で太陽光発電設備を設置する場合は、PPA・リース事業者

【補助対象地域】

- ・日高町西気地区（万場、栗栖野、山田、万劫、稲葉、水口、東河内）
- ・日高町清滝地区（十戸、頃垣、石井、山宮、栃本、太田、名色）
- ・日高町三方地区のうち、野区、庄境区
- ・日高町八代地区のうち、河江区、小河江区、大岡区

※住宅を新築する場合など申請時点で補助対象地域に居住していない方は、実績報告の期日までに補助対象地域へ居住（住定）する必要があります。

※住宅の場合、1つの補助対象設備につき、同一住宅に1回限りの申請とします。

※事業者の場合、1事業所につき、1つの補助対象設備に対し1回限りの申請とします（PPA・リース事業者を除く）。

※民生部門とは、国の総合エネルギー統計の分類によっており、家庭部門（一般家庭）と業務その他部門（事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないもの）に分類されます。そのため、**製造業や建設業等は補助対象外です**。

「業務その他部門」の例：情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉など。

（４）補助対象事業の基本的要件

以下のすべての要件を満たす事業が補助の対象となります。

- ① 補助対象地域内で実施するものであること
- ② 導入する設備は、**市内に所在のある事業者から購入**（PPA、リースを除く）すること。
- ③ 導入する設備は、各種法令等に遵守した設備であり、法定耐用年数まで使用すること。
- ④ 導入する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。
- ⑤ 導入する設備は、新品であること。
- ⑥ 法定耐用年数を経過するまでの間、本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ⑦ 申請にあたっては、原則2者以上の施工業者から見積書を取得し、提出すること。

※詳しくは国実施要領（別紙1）等をご確認ください。

※設備の導入後から法定耐用年数を経過するまでの間、環境省への実績値の報告等を目的に、導入した設備の稼働量データ（発電量及び充放電量）及び設備を導入した建築物の電力使用データの提出を通じ、**市が行う調査等に協力**いただく必要があります。

(5) 補助対象設備及び補助率等

補助対象設備	補助率 補助限度額等	導入 方法	導入条件
自家消費型太陽光発電設備 (屋根・敷地内野立設置)	2/3 住宅：上限100万円 事業所：上限なし	購入 PPA リース	住 宅：自家消費率30%以上 事業所：自家消費率50%以上
自家消費型太陽光発電設備 (ソーラーカーポート)	2/3 住宅：上限120万円 事業所：上限なし	購入 PPA リース	住 宅：自家消費率30%以上 事業所：自家消費率50%以上
熱利用設備 ①太陽熱利用機器	2/3 上限66万6千円	購入	—
熱利用設備 ②木質バイオマス利用機器	2/3 上限80万円	購入	—
蓄電池	2/3 住宅：上限100万円 事業所：上限200万円	購入 PPA リース	太陽光発電設備の導入 (既設可)
充電設備	2/3 上限26万6千円	購入	太陽光発電設備の導入 (既設可)
高効率空調設備 (エアコン)	2/3 住宅：上限13万3千円 1台限り 事業所：上限200万円 5台まで	購入	【太陽光発電設備の導入】ま たは【再エネメニュー電気へ の切替】(※)
高効率給湯機器 (エコキュート)	2/3 住宅：上限40万円 1台限り 事業所：上限200万円 1台限り	購入	【太陽光発電設備の導入】ま たは【再エネメニュー電気へ の切替】(※)

●申請書類が揃った方から先着順で受付を行い、**予算の上限額に達した時点で当年度の申請は受付終了**となります。

●他の国庫支出金を財源とする補助金や市の他の補助金等との併用はできません。

※少なくとも、導入設備の法定耐用年数を経過するまで再エネメニュー電気の利用を継続いただきます。

★申請パターン例（住宅の場合）

導入設備	補助率	事業費（税込）		
			うち補助額	実支出額
太陽光発電設備(6kW)	2/3	150万円	100万円	50万円
蓄電池(10kWh)	2/3	170万円	100万円	70万円
高効率空調設備	2/3	30万円	13万3千円	16万7千円
合計		350万円	213万3千円	136万7千円

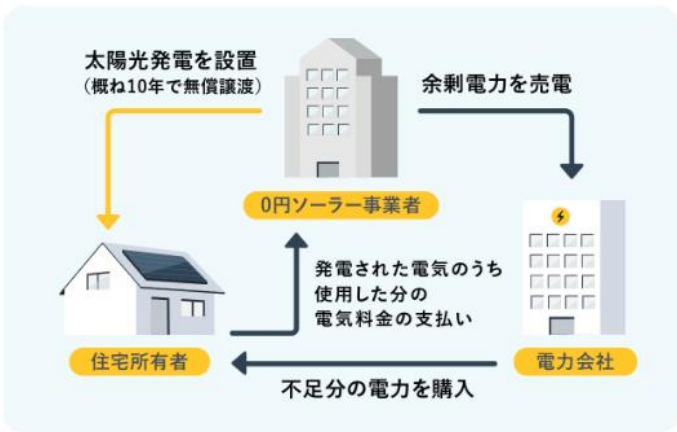
消費税額の扱いについては、以下のように定めます。

一般住宅の申請分	仕入れ控除対象外のため、消費税込みで申請可能。
事業所（法人名義・個人事業主含む）の申請分	原則消費税分を対象経費から控除したうえで、補助金額を計算する。

※交付申請書の補助金申請額の算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書をご提出ください。

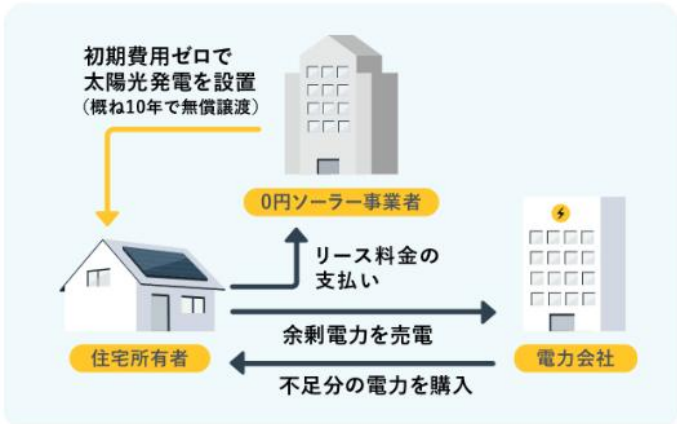
【PPA】とは

事業者が住宅の屋根を借りて太陽光発電設備や蓄電池を設置し、そこで発電した電気を住宅に供給する仕組みです。事業者が設備の所有や維持管理を行う代わりに、居住者は事業者に対して電気料金を支払います。



【リース】とは

リース会社に太陽光発電設備を購入・設置してもらい、その設備を借りる形式で発電した電気を利用できる仕組みです。居住者は、リース料金として毎月固定額をリース会社に支払います。



(6) 補助対象経費

以下に該当する経費が主な補助対象経費となります。詳細は「国実施要領 別表第1」をご参照ください。設備販売店や設置業者へ見積作成を依頼する際は、下記を参照し、明細内訳が分かるよう作成依頼してください。

見積書や請求書は、下記の区分・費目・細分に該当する費用等が分かる形の内訳書を添付してください。

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むもの。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費
		直接経費	事業を行うために直接必要な経費であり、次の費用等をいう。 ①水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ②機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く））
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であり、次の費用をいう。 ①機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用 総事業費に対し、補助対象経費と補助対象外経費の割合から按分した金額を補助対象とする。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費 総事業費に対し、補助対象経費と補助対象外経費の割合から按分した金額を補助対象とする。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵堀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。

～～～ 主な補助対象外経費の一覧 ～～～

次の経費は補助対象外経費となりますのでご注意ください。また、記載の項目は一例となります。詳細については事務局へお問い合わせください。

費目（例）	内容	対象外となる金額
家電リサイクル費用	撤去した既存設備のリサイクルに係る費用	全額対象外
現場調査費	設備導入にあたっての事前調査に係る費用	全額対象外
水質検査費	設備導入にあたっての水質検査等に係る費用	全額対象外
電力会社への申請費用	電力契約の内容を変更し、安全に使い始めるための事務・設計手続代行料など。	全額対象外
系統連系立会費	発電した電気の余剰分を送配電網に流せる状態にするための最終確認に係る費用	全額対象外
構造的な耐力強化や補強を目的とする工事費	薪ストーブ等の設置に際し、床の耐力向上等を目的に行う補強工事等	全額対象外
補助金申請代行費	本補助金の申請手続きの代行費用	全額対象外

※設備の更新、入替など、既存設備の取り外し、処分が新設の設備の設置にやむを得ず必要である場合には、必要最小限度の範囲の取り外し費用やこれらに伴う運搬費用及び処分費用に限り、交付対象となります。

また、新規の設備設置の場合は、設置に伴い発生する必要最小限度の配管・配線等の取り外し費用やこれらに伴う運搬費用及び処分費用が対象となります。

単なる既存設備の撤去を行うことが目的の事業に係る費用は交付対象外です。

～～～ 内訳書の作成について ～～～

記載例

2026年〇月〇日

御見積書

申請者の住所

申請者の氏名

様

氏名・住所・工事場所を
必ず記載してください。

〒〇〇〇-〇〇〇〇

兵庫県豊岡市〇〇〇〇

株式会社〇〇〇〇

TEL : 0796-00-0000

下記の通り御見積申し上げます。

工事名称 : 〇〇設置工事

工事場所 : 兵庫県豊岡市日高町〇〇

補助対象外の経費も含め、工事に要する
金額全額を記載ください。

御見積合計金額 : ￥0- (消費税込み)

名称	数量	単位	単価	金額	備考
■材料費					
太陽電池モジュール AA-AA111A-A	1	台	00,000	00,000	①
蓄電池システム BB-BB111B-B	2	台	00,000	00,000	②
屋根置き用架台金具	2	式	00,000	00,000	
本体値引き	1	式	00,000	00,000	①の本体価格に対する値引き
■労務費					
運搬費	1	式	00,000	00,000	尼崎市 → 豊岡市
設置工事人件費	2	人日	00,000	00,000	2人×1日作業想定
既存設備撤去工事	2	人日	00,000	00,000	2人×1日作業想定
■本工事費（直接工事費）					
標準取付工事	1	式	00,000	00,000	機器設置、穴あけ1カ所、ケー ブル配線4m迄、など
■付帯工事費					
専用配線工事	2	カ所	00,000	00,000	
増設分電盤	3	回路	00,000	00,000	
■その他経費					
一般管理費	1	式	00,000	00,000	
現場管理費	1	式	00,000	00,000	
小計				0	
消費税（10%）				0	
合計				0	

取付工事と撤去工事は
必ず分けて記載くださ
い。

労務費は必ず人工
（何人で何日の作
業）を記載くださ
い。

工事費に一定の割合をかけて算出する一般
管理費・現場管理費等については、補助対
象経費と補助対象外経費の費用で按分して
補助金額を計算することとなります。

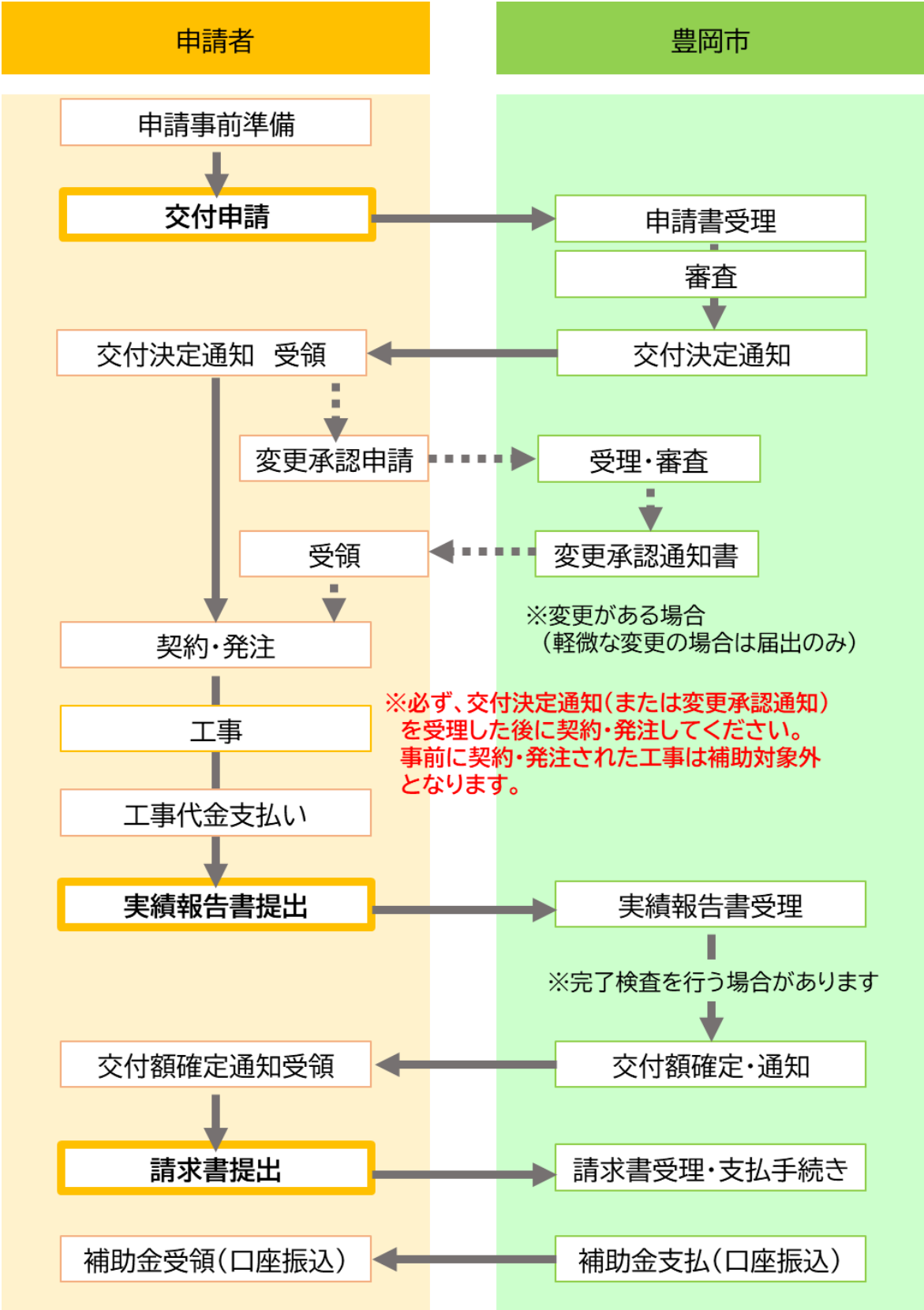
設備設置に係る人件費や各種部材等、
基本的な取付作業が標準工事として
パッケージ化されている場合は、そ
の内容を備考欄に記載ください。

「諸経費」や「工事雑費」等と記載されている場合、補助対象か判断が出来ず、
一律補助対象外となりますので、詳細な経費内訳を記載ください。

2.補助金受領までの流れ

(1) 申請の流れ

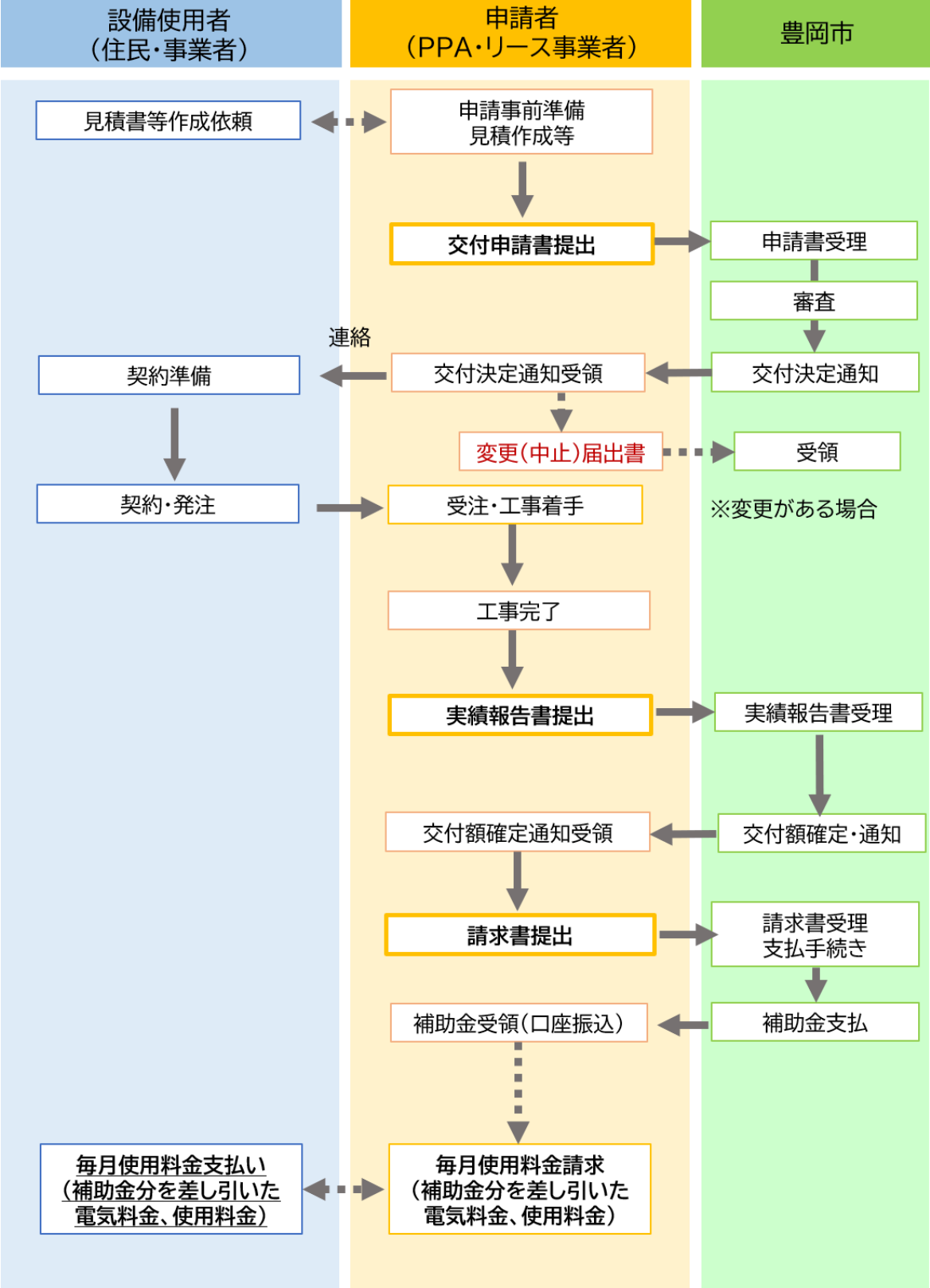
補助金の申請に係る手続きの主な流れは、下記のとおりとなります。



<PPA・リース契約の場合>

PPAまたはリースによる導入の場合、PPA事業者またはリース事業者が申請者となります。

PPA事業者またはリース事業者は、設備使用者に対して補助金額相当分を差し引いた使用料を都度請求します。



(2) 申請書類の準備

ア. 申請に係る必要書類

申請に必要な書類は、対象設備ごとに異なるため、**設備ごとに作成している手引き**をご確認ください。申請書類や各種手引き等については、市HP(下記URL)からダウンロードいただけます。

<https://www.city.toyooka.lg.jp/kurashi/1037505/1037628/1038228.html>

イ. 書類の提出先

豊岡市役所 コウノトリ共生課 脱炭素推進室（本庁舎2階4番）

場所：豊岡市中央町2番4号

Tel：0796-21-9136

※交付決定日以前に着手（発注、契約、購入、設置、支払い）されたものについては、原則補助金の交付対象となりませんので、ご注意ください。

ウ. 提出方法

窓口への持参に限ります。

開庁時間 午前9時～午後4時30分

(3) 実績報告

ア. 実績報告の時期

工事完了後30日以内又は令和9年2月26日（金）のいずれか早い日

(4) 補助金の請求

ア. 補助金の請求に関する提出書類

補助金の交付額確定通知を受理した後、補助金交付請求書（様式第10号）に補助金の振込先口座の通帳の写し又はキャッシュカードの写しを添付し、補助金事務局までご提出ください。

イ. 代理受領制度を利用する場合の請求方法

代理受領制度を利用する場合は、設備設置事業者から豊岡市へ請求いただくこととなります。

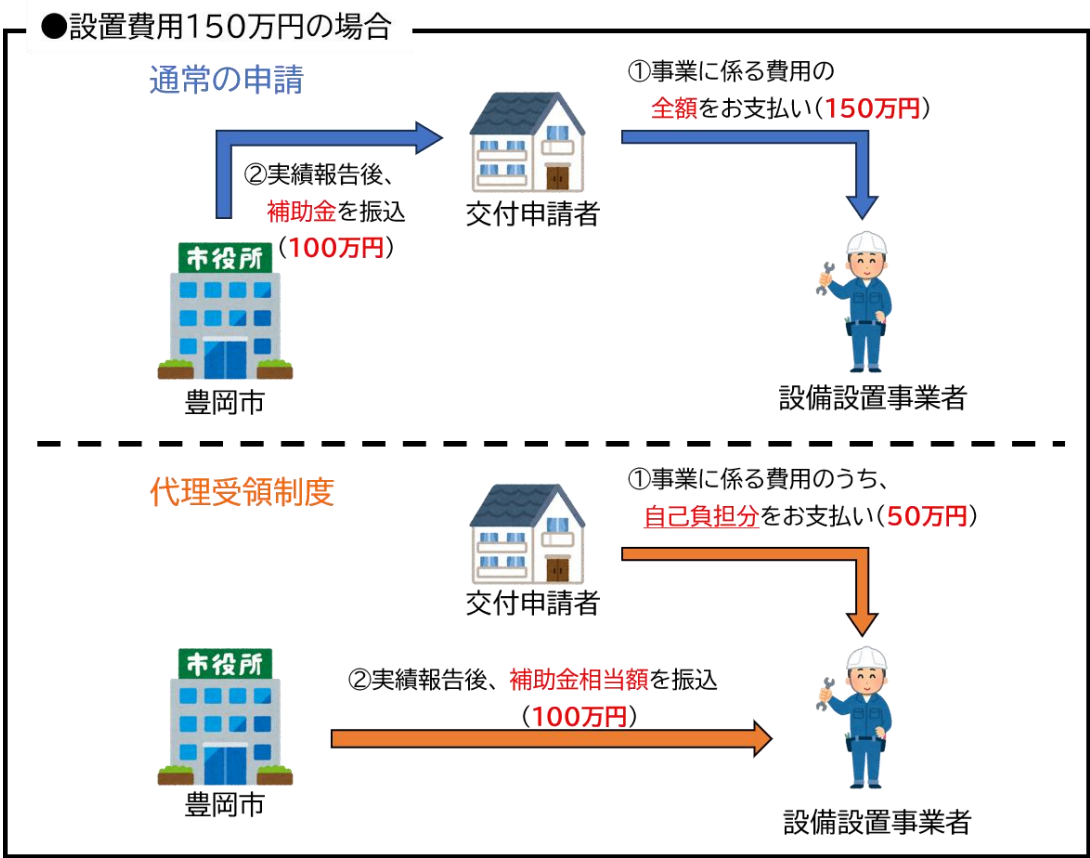
3.その他申請に係る事項

(1) 代理受領制度について

「代理受領制度」とは、申請者との契約により工事等を実施した請負者（設備設置事業者）が、申請者の委任を受けて補助金を受領する制度です。

この制度を利用することにより、申請者は設備設置事業者に対し、工事に係る金額から補助金を差し引いた額のみを支払うことになるため、支払い時の負担が軽減されます。なお、代理受領制度を活用した場合でもそうでなくても、自己負担分の金額は変わりません。

※代理受領制度を利用する場合は、代理受領者（設備設置事業者）の同意が必要となります。



(2) 代理受領制度の申請に必要な書類

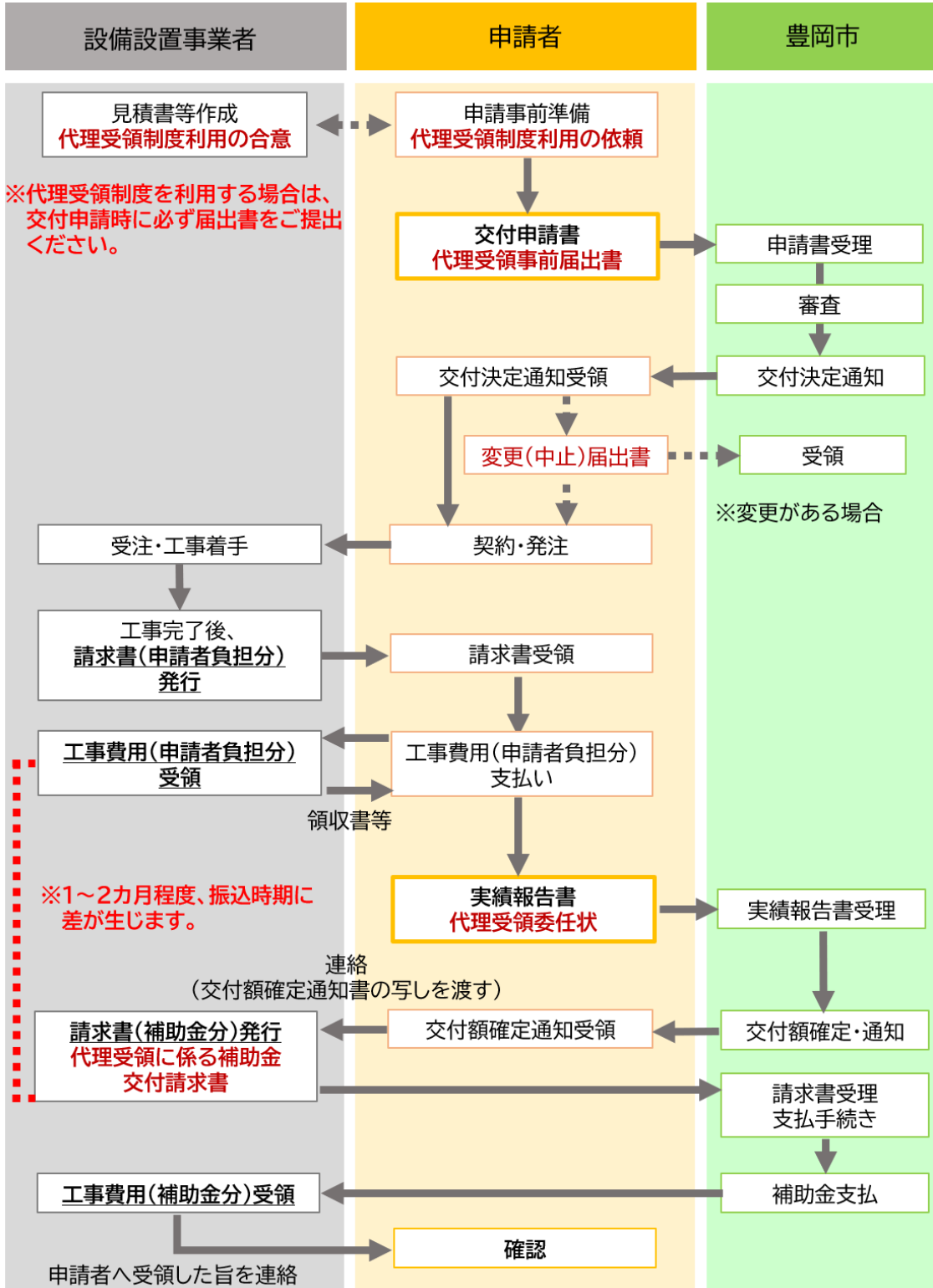
申請で、代理受領制度を利用する場合は、下記の書類をご提出ください。

提出時期	書類提出者	書類名	様式番号
交付申請時	交付申請者	代理受領事前届出書	様式第11号
変更時	交付申請者	代理受領事前届出(中止)変更届出書	様式第12号
実績報告時	交付申請者	代理受領委任状	様式第13号
交付金請求時	設備設置事業者	代理受領に係る補助金交付請求書	様式第14号
		補助金交付額確定通知書の写し ※交付申請者から受領して対応	-
		振込先の口座情報が確認できる書類	通帳の写し等

(3) 代理受領制度を利用する際の流れ

代理受領制度を利用する場合の手続きの流れは、下記のとおりとなります。

設備設置事業者への支払いは、①交付申請者からの支払い、②豊岡市からの支払いの2回に分けて行われ、その間に1～2か月程度の時間差が生じます。その旨について、設備設置事業者に必ず了承いただいたうえで、制度の利用をお願いいたします。



(4) 申請の変更・取下げ

ア. 変更に係る提出書類

補助対象事業の計画を変更する場合は、変更の内容に応じて、下記の書類をご提出ください。

変更内容	書類名	様式番号
事業内容の変更	変更承認申請書	様式第3号
事業内容の軽微な変更(※)	軽微な変更届	様式第4号
事業の完了予定期日の変更	完了予定期日変更報告書	様式第6号

※軽微な変更該当するもの

- (1)補助金の交付決定額に影響を及ぼすことがないもの
- (2)補助事業の趣旨を変更するものではない事業計画の細部の変更
- (3)その他市長が軽微な変更と認める事項

イ. 申請の取下げについて

交付金申請の取下げを行う場合は、補助金の交付決定の日から30日以内または令和9年1月29日のいずれか早い日までに、事務局へ所定の様式(様式第3号「補助金等交付申請取下書」)にてご提出ください。

(5) 補助金の返還となる場合

申請者が次に掲げるいずれかに該当したときは、補助金の全部又は一部返還となる場合があります。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 「市要綱」第3条第4項各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 「豊岡市補助金等交付規則」、「市要綱」、「国交付要綱」、「国実施要領」に違反したとき。

(6) 導入した設備の使用期間（法定耐用年数）

本補助金により取得した財産（設備）には、処分制限期間（撤去・廃棄・譲渡などができない期間）が存在します。原則として、設備ごとに定められている法定耐用年数の期間が処分制限期間となります。法定耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間となります。詳細は国税庁HPなどをご参照ください。

（国税庁HP <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2100.htm> ）

補助対象設備		法定耐用年数
太陽光発電設備（カーポート型含む）		17年
熱利用設備	太陽熱利用機器	15年
	木質バイオマス利用機器	6年
蓄電池		6年
EV充電器		8年
高効率空調設備 （エアコン）	家庭用（壁掛）	6年
	業務用（埋込等）	15年又は13年
高効率給湯機器 （エコキュート）	家庭用	6年

※導入する機器や事業所により、表の年数に該当しない場合があります。